

加西市学校給食調理業務委託
事業者募集に係るプロポーザル実施要領

令和8年5月

加西市

1 趣旨

本要領は、加西市学校給食調理業務（以下「本業務」という。）を委託する事業者を選定するためのプロポーザルの実施に関し、必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務名称

加西市学校給食調理業務

(2) 履行場所

加西市北条町北条 600 番地

加西市立北部学校給食センター

加西市上宮木町 524 番地の 14

加西市立南部学校給食センター

(3) 業務内容

加西市学校給食調理業務要求水準書（以下「要求水準書」という。）のとおり

(4) 履行期間

契約締結日の翌日から令和 12 年 3 月 31 日まで

(5) 業務期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

3 提案限度額

本業務における提案限度額（予算上限額）は非公表とする。本要領及び要求水準書等に基づき、業務目的を達成するために最も費用対効果が高いと考える適正な見積額を提示すること。なお、契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日までは、準備期間とし、業務委託料は発生しない。

4 選定委員会

事業者の選定を厳正かつ公平に行うため、加西市学校給食調理業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

5 参加資格事業者の要件等

(1) 参加資格事業者要件

本業務の事業者選定に参加する事業者（以下「応募事業者」という。）は、次の要件を全て満たさなければならない。

ア 法人格を有し、本業務を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財政能力を有していること。

イ 令和 5 年度以降、地方公共団体が設置する学校給食センター 1 施設で 1 日 2,000 食以上の調理等業務の経験を有し、かつ、同規模の学校給食センターにおける調理等業務委託契約を現在も締結していること。

- ウ 学校給食衛生管理基準(平成 21 年文部科学省告示第 64 号)に基づき本業務を遂行できること。
- エ 公告日において、令和 8・9・10 年度の加西市入札参加資格名簿に登録されている者。
- オ 製造物責任法(平成 6 年法律第 85 号)に基づく製造物責任、その他の製造物の欠陥による製造業者等の損害賠償の責任に係る生産物賠償責任保険又は食品衛生協会加入者による食品営業賠償共済に加入していること。
- カ 契約締結時点でアからウまで及びオの要件を満たす履行保証人を確保すること。

(2) 応募事業者の制限

次のいずれかに該当する者は、応募事業者になることはできない。

- ア 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当する者
- イ 国、県及び市等の地方公共団体において指名停止期間中である者
- ウ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申し立てをしている者。
- エ 国税及び地方税(消費税及び地方消費税並びに法人市町村民税、固定資産税及び事業所税等)を滞納している者
- オ 過去 3 年以内に学校給食調理業務又は大量調理施設業務において食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)の営業停止処分を受けた者
- カ 加西市暴力団排除条例(平成 24 年加西市条例第 1 号)第 2 条に掲げる暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者等

(3) 参加資格の確認

応募事業者の参加資格の確認は、参加表明書等の提出を基準とする。ただし、参加資格確認後から審査結果の決定日までに参加資格を欠くような事態が生じた場合は、失格とする。

6 事業者選定に係るスケジュール

令和 8 年 5 月 18 日(月)	事業者募集の告示
令和 8 年 5 月 29 日(金)	現場視察の申込期限
令和 8 年 6 月 1 日(月)～12 日(金)	現場視察の受入(午後 3 時以降に限る)
令和 8 年 6 月 2 日(火)	質問書(参加資格審査関係書類)の受付期限
令和 8 年 6 月 5 日(金)	参加表明に関する質問への回答
令和 8 年 6 月 10 日(水)	参加資格表明書の提出期限
令和 8 年 6 月 12 日(金)	参加資格の審査結果通知
令和 8 年 6 月 16 日(火)	質問書(提案書等関係書類)の受付期限
令和 8 年 6 月 23 日(火)	質問書の回答期限
令和 8 年 7 月 7 日(火)	提案書等関係書類の提出期限
令和 8 年 7 月 14 日(火)	一次審査
令和 8 年 7 月 15 日(水)	一次審査結果及び二次審査参加資格の通知
令和 8 年 7 月 22 日(水)	二次審査
令和 8 年 7 月下旬	審査結果の通知

令和8年9月上旬	契約締結
令和9年4月1日	業務履行の開始

7 現場視察

実施要領等に対する説明会は実施しない。ただし、現場の視察は受け入れるものとする。

(1) 視察受入期間

令和8年6月1日（月）から6月12日（金）まで

視察の受入時間は、上記期間のうち閉庁日を除く日の午後3時から午後5時までとする。

(2) 留意事項

ア 視察を希望する場合は、5月29日（金）午後5時までに現場視察申込書（様式第3号）により電子メールで申し込むこと。なお、当該申込みに関して電話による受信確認の連絡は受け付けるものとする。

イ 視察の受入れ日程は、電子メール等で連絡する。

ウ 参加人数は、1事業者につき3人までとする。

エ 視察は、1時間以内とする。

オ 当該申込み時には、参加者全員の検便検査結果を添付すること。

カ 現場視察では、原則として本実施要領等を配布しないので各自持参のこと。白衣、帽子、靴（非汚染区域・汚染区域と分けること）を持参すること。

キ 現場視察では、実施要領等に関する質疑は一切受け付けない。

8 参加表明書の提出

参加を希望する事業者は、参加表明書（兼参加資格審査申請書）（様式第4号）を提出すること。ただし、参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式第5号）を提出すること。

(1) 提出期間

告示の日から令和8年6月10日（水）午後5時まで

(2) 提出書類

ア 参加表明書（兼参加資格審査申請書）及び関係書類（様式第6号、様式第7号）

イ 会社の概要（様式第8号及び様式第8号の2）

ウ 会社の沿革及び組織の分かる書類PR用パンフレット

エ 決算書等（直近決算2年分）（貸借対照表、損益計算書等）

オ 業務実績を証明するもの（契約書の写し等）

カ 市税（市内業者のみ）、消費税及び地方消費税の納税証明書

キ 製造物責任法に基づく製造物責任、その他の製造物の欠陥による製造業者等の損害賠償の責任に係る生産物賠償責任保険又は食品衛生協会加入者による食品営業賠償共済に加入していることを証する書類

(3) 無効となる提出書類

- ア 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
- イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ウ 虚偽の内容が記載されているもの

(4) 提出部数

1部

(5) 提出先

20 問合せ先に同じ

(6) 提出方法

持参又は郵送

9 参加資格審査結果通知書の送付

提出された応募書類に基づき、参加資格の要件等の有無等を審査し、応募事業者に参加資格審査結果通知書（様式第9号）を令和8年6月12日（金）に電子メール等により送付する。

なお、審査結果等に関する異議申し立ては、一切受け付けない。

10 質問の受付及び回答

(1) 提出書類

ア 質問書（参加資格審査関係書類）（様式第1号）

イ 質問書（提案書等関係書類）（様式第2号）

(2) 提出期間

ア 質問書（参加資格審査関係書類） 令和8年6月2日（火）午後5時まで

イ 質問書（提案書等関係書類） 令和8年6月16日（火）午後5時まで

(3) 提出方法

電子メール 当該業務の質問書であること及び質問者を把握しやすくするため、電子メールの件名は「加西市学校給食調理業務質問書（会社名）」とする。

(4) 提出先

20 問合せ先に同じ

(5) 質問の回答

ア 質問書（参加資格審査関係書類） 令和8年6月5日（金）

イ 質問書（提案書等関係書類） 令和8年6月23日（火）

午後5時までに、随時、回答内容を加西市ホームページに掲載する（なお、質問への回答書は、実施要領等の追加又は修正とみなす。また、提案内容に関する詳細事項については、一部内容を修正することがある。）。

11 提案書等関係書類の提出

参加資格を満たすと判断された応募事業者（以下「提案者」という。）は、提案書等関係書類を次により提出すること。

(1) 受付期間

令和8年7月7日（火）午後5時必着

(2) 提出方法

持参又は郵送

(3) 提出先

20 問合せ先と同じ

(4) 提出する提案書等関係書類

ア 提案書等関係書類提出書（様式第10号）

イ 提案書等（様式第11号から様式第18号まで）

ウ 見積書・見積内訳書（様式第19号、様式第19号の2）

(5) 見積書・見積内訳書

ア 要求水準書、提案書等関係書類に基づき作成すること。

イ 見積金額は年度ごととする。

ウ 年度ごとの見積内訳書（様式第19号の2）を添付すること。

(6) 無効となる書類

ア 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの

イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

ウ 虚偽の内容が記載されているもの

エ 履行不可能な内容が記載されているもの

オ 複数の提案又は矛盾する提案が記載されているもの

(7) 提案書等関係書類詳細

ア A4判フラットファイルの表紙及び背表紙に「加西市学校給食調理業務委託提案書等関係書類」及び「商号又は名称等」を記載し、様式第10号を1ページとして、順次、提出必要書類を綴り提出のこと。

イ A4判（A3判を折り込んでA4判とするのは可）用紙、横書き、左綴じとし、ページ番号を付けること。

ウ 様式第11号から様式第16号までは15枚以内で簡潔に記載すること。

(8) 提出部数

正本1部、副本9部

12 一次審査

(1) 一次審査の位置付け

ア 一次審査は、加西市学校給食調理業務委託事業者選定基準（以下「選定基準」）に基づき、提案書等関係書類、見積書による書類審査とする。

イ 書類審査は各選定委員の評価点を合計し、得点の高い方から順に上位3事業者程度を、二次審

査の対象とする。

ウ 提案者が3事業者以下の場合は、一次審査を行わず、二次審査のみ実施する

(2) 一次審査結果及び二次審査参加資格通知書の送付

ア 提案書等関係書類を提出した提案者に一次審査結果及び二次審査参加資格通知書(様式第20号)を令和8年7月15日(水)に電子メール等により通知する。

イ 審査結果等に関する異議申し立ては、一切受け付けない。

13 二次審査

(1) 実施方法

ア 審査は選定基準に基づき、プレゼンテーション及びヒアリング審査を実施する。

イ 審査は選定委員会により実施する。

ウ 優先交渉権者は、選定委員会の委員の合計得点が最も高い者とする。

エ 評価点が同点となる場合は、見積金額が最も安価な者を優先交渉権者とし、見積価格も同額の場合においては、提案書の「業務実施体制」に係る評価点の高い方を優先交渉権者とする。

オ 審査結果等に関する異議申し立ては、一切受け付けない。

(2) 日時

令和8年7月22日(水) 時間等詳細は別途通知

(3) 場所

別途通知

(4) 実施時間

プレゼンテーション20分以内、質疑応答20分以内とする。

(5) 準備物

パソコン等を使用する場合は、各自で準備すること。

(プロジェクター、スクリーンは市で用意する。)

(6) 出席者

3人までとし、業務責任者として配置予定の者は、必ず出席すること。

(7) プレゼンテーション及びヒアリング審査の順番

提案書等関係書類の受付順とする。なお、辞退が出た場合は、順次繰り上げる等の方法により対処する。

14 失格事項

応募事業者又は応募事業者の提出した書類が次のいずれかに該当する場合は、当該応募事業者は失格とする。

(1) 書類に虚偽の記載があった場合

(2) 実施要領等に違反した場合

(3) 公正を欠いた行為があったとして選定委員会が認めた場合

- (4) 書類に不備、錯誤があり、選定委員会が再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合
- (5) 正当な理由なくプレゼンテーション、ヒアリングに応じなかった場合
- (6) 告示の日から契約締結日までに参加資格を欠く事態が生じた場合

15 提出書類に関する留意事項

(1) 実施要領等の承諾

応募事業者は、応募書類の提出をもって、実施要領等の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 費用の負担

提出書類の作成に関して必要な費用は、応募事業者の負担とする。

(3) 著作権

応募事業者から、実施要領等に基づき提出される提案書等関係類の著作権は、原則として作成者に帰属する。ただし、発注者は、選定結果の公表等に必要な場合には、提案書等関係類の内容を使用できるものとする。

(4) 提出書類の取扱い

ア 発注者が受理した提出書類については、理由の如何にかかわらず返却しない。

イ 提出書類は、必要に応じ複写（庁内及び選定委員会での使用に限る。）することがある。

ウ 受注者以外の提案書等関係書類の内容は、応募事業者の承諾なしには利用しない。

エ 提出書類について、加西市情報公開条例（平成9年加西市条例第1号）の規定に基づき、その内容の全部又は一部を公開する場合があるので、不開示を希望する情報が含まれている場合は、当該部分の指定とその理由を明記すること。

(5) 提出書類の変更

発注者が受理した提出書類は、明らかな間違い、軽微な修正を除き、受理後の内容変更を認めない。ただし、選定委員会から要請があったものについてはこの限りでない。

(6) 発注者が提示する資料の取扱い

発注者が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。また、この検討の範囲内であっても、発注者の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することを禁ずる。

(7) 提出書類の追加提出

発注者が提出書類の追加提出を求めた場合には、迅速に応じること。

16 応募の辞退

やむを得ない事情により、応募を辞退することが明白となった場合は、直ちに参加辞退届（様式第5号）を提出すること。

17 優先交渉権者との協議及び契約の締結

- (1) 本プロポーザルは、契約の相手方となる優先交渉権者を特定するための手続きであり、特定されたことによって直ちに契約の成立を約束するものではない。
- (2) 市は、特定した優先交渉権者の提案内容をもとに、契約締結に向けた詳細な仕様及び価格の決定を行う。
- (3) 前項の協議において、優先交渉権者から提示された見積額が本市の予定価格（予算額）を超過している場合、市は業務目的を損なわない範囲で仕様の一部変更や代替案の提示を求めることができるものとする。
- (4) 協議の結果、見積額が本市の予定価格の制限の範囲内となり、かつ合意に達した場合に随意契約を締結する。
- (5) 前項の協議が整わない場合（本市の予定価格の制限の範囲内で合意に至らない場合を含む）、又は優先交渉権者が契約を辞退した場合は、優先交渉権者との交渉を不成立とし、次点候補者と前各項に準じて協議を行うものとする。

18 審査結果の公表及び通知

審査結果は、優先交渉権者の名称及び評価点の合計点について、令和8年7月下旬に加西市ホームページに掲載するとともに別途文書で参加者全員に通知する。

また、審査結果通知前に電話や来訪、電子メール等による問合せには応じない。なお、審査方法、審査内容及び審査結果に対する異議の申立ては受け付けない。

19 その他

- (1) 業務責任者配置予定書（様式第17号）及び業務副責任者配置予定書（様式第18号）に記載した者をやむを得ず変更しようとする場合における新たな業務責任者等は、変更前の業務責任者等と同等又はそれ以上の経験等を有すること。
- (2) 業務履行の開始前に委託業務に必要な準備は、受託者の費用負担により行うこと。

20 問合せ先

加西市教育委員会教育総務課

〒675-2423 兵庫県加西市北条町横尾 1000 番地

電話 0790-42-8770 電子メール：kyoiku@city.kasai.lg.jp